

長崎県立高等学校離島留学生帰省費補助金に関するQ&A

帰省費補助金の対象者について

Q1. 離島留学生の保護者は全員帰省費補助を受けられるのでしょうか。

A1. 離島留学生の保護者全員が補助金の交付対象ではありません。

「長崎県立高等学校離島留学生帰省費補助金実施要綱」（以下、「実施要綱」という）第2条のとおり、離島留学制度により長崎県外から実施校に転入学し、在籍している生徒のうち、帰省先の親元等が長崎県外である生徒の保護者が対象となります。

よって、長崎県内出身の生徒や、長崎県外出身であっても帰省先が長崎県内である生徒の保護者は、補助金の交付対象となりません。

補助金額などについて

Q2. 補助金額はいくらでしょうか。

A2. 原則として、対象となる生徒が、公共交通機関を利用して親元等に帰省するための往復の交通費の1/2以内の金額（100円未満切捨て）を補助します。ただし、帰省に要する全ての行程が対象ではなく、以下のとおりいくつかの条件があります。

① 対象経費の合計が5,000円以上の場合のみ対象となります。

② 最初に上陸する本土（長崎港、福岡空港など）～帰省先の間交通費のみを対象とし、離島内及び離島～本土間の交通費は算定の対象外となります。

Q3. 上記A2の対象経費の範囲内ならば、いくら申請してもよいですか。

A3. 実施要綱に定める対象経費の範囲内であれば申請は可能ですが、1回の帰省にかかる補助金の上限は30,000円です。よって、対象経費が60,000円を超える場合の申請であっても、補助金額は30,000円となります。

Q4. 回数の制限はありますか。

A4. 申請は1年につき2回が限度です。

あくまで補助金の申請の回数ですので、生徒の帰省そのものを妨げるものではありません。

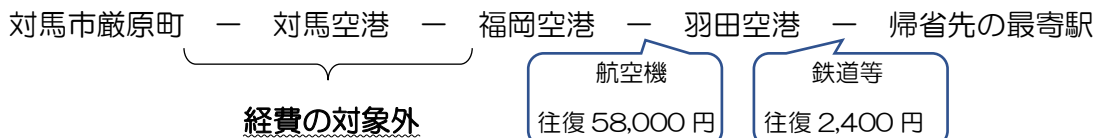
Q5. 保護者の自家用車による送迎など、公共交通機関以外の手段で帰省した場合の補助金額はどうなりますか。

A5. 原則は公共交通機関を利用した帰省にかかる経費を対象とするため、例えば保護者の自家用車による送迎は対象となりません。

（2ページに続く）

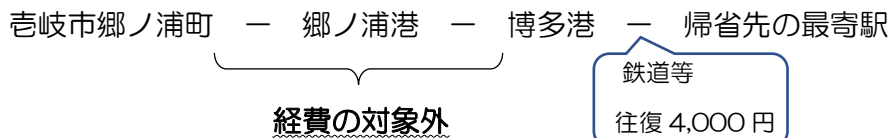
A 5. (1 ページからの続き) また、実施要綱第 4 条第 2 項のとおり、申請の際には必ず領収書の添付を必要とします。よって、例えば <u>領収書の発行が不可能な路線バスなどで移動した区間については、申請の対象外となります。</u>
Q 6. 帰省先までの公共交通機関が繋がらず、やむを得ずタクシーを利用した場合も補助金の対象とはならないのでしょうか。
A 6. A 2 及び A 5 のとおり、原則は公共交通機関を利用した場合の経費が対象ですが、設問のようなケースでやむを得ずタクシーを利用した場合は、対象となる可能性があります。 仮に設問のようなケースでタクシーを利用した場合は、個別に協議しますので、まずは学校の事務室を通して長崎県教育庁高校教育課にご相談ください。また、その場合もタクシーの領収書を忘れずに取得しておいてください。
Q 7. 卒業した後に実家に帰るときの交通費も補助されますか。
A 7. 実施要綱の別表第 2 のとおり、卒業後や転退学時に親元等に移動する際など、 <u>実施校と帰省先の間</u> の往復移動を前提としない場合は補助金の対象となりません。

例 1：対馬高校の生徒が、神奈川県にある親元に帰省する場合の補助金の交付額



対象経費：58,000 円 + 2,400 円 = 60,400 円
 $60,400 \text{ 円} \times 1/2 = 30,200 \text{ 円} (> 30,000 \text{ 円})$
補助金の上限は 30,000 円のため、交付（予定）金額は 30,000 円

例 2：杵岐高校の生徒が、福岡県北九州市にある親元に帰省する場合



対象経費：4,000 円 (< 5,000 円)
5,000 円未満は補助金の交付対象外のため、補助金額は 0 円

申請の方法について

Q8. 申請の方法を教えてください。

A8. 以下の書類を学校の事務室あてに提出してください。基本的には学校が書類を受領した月の翌月中に、保護者の指定する預金口座に送金する予定です。(送金の時期は前後することがあります。)

- ①長崎県立高等学校離島留学生帰省費補助金交付申請書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③生徒の帰省に要した交通費を確認できる領収書
- ④口座振込依頼書(1年に1回(初回申請時)のみ提出)

申請書を記入する際には、実施要綱及び申請書内の注意事項等をよく確認のうえ、記入誤りや漏れのないようにお願いします。

Q9. 申請する時期に決まりはありますか。

A9. 基本的に提出時期に決まりはありませんので、帰省後、速やかにご提出ください。ただし、年度末には業務が集中するため、学校及び高校教育課での事務処理の都合上、3月に入ってからの申請は可能な限り避けていただくようお願いいたします。提出が遅れることで交付決定の有無に影響はありませんが、遅れた分だけ補助金の交付決定及び支給の時期も遅くなりますので、申請が極端に遅れることは保護者の経済的負担になります。

また、対象となる期間はその年度の4月1日から翌年の3月31日の間となります。例えば、春休みに帰省する場合、3月中に居住地と帰省先との往復移動があればその年度に申請ができますが、4月に入ってから帰省すると翌年度の交付対象となります。なお、A7のとおり、1回の申請について往復の移動をしている場合のみ補助金の交付対象となるため、年度をまたいで往復の移動をした場合(3月に帰省し、4月に居住地に戻った場合)は、交付の対象となりません。

以上を踏まえ、例えば夏季休業及び冬季休業の帰省に要した分の交通費で2回の申請を終えるなど、早めに申請をしていただくよう、ご協力をよろしく申し上げます。

Q10. 領収書を紛失してしまいましたが、申請は可能ですか。

A10. A5のとおり、申請の際には必ず領収書の添付を必要とします。領収書の紛失や未取得などの事情があっても同様です。飛行機や新幹線等の公共交通機関を利用する際には必ず領収書を取得するよう、生徒にお伝えください。

なお、インターネット上で表示される領収書であっても、宛名と利用区間が確認できれば申請は可能です。